

**中里ダム係船設備整備更新検討業務
歩掛参考見積募集要領**

次のとおり歩掛参考見積を募集します。

令和3年11月10日

独立行政法人水資源機構
三重用水管理所長 川地 悟

1. 目的

この歩掛参考見積の募集は、三重用水管理事業で予定している中里ダム係船設備整備更新検討業務の積算の参考とするための作業歩掛を募集するものです。

なお、中里ダム係船設備整備更新検討業務については、現在公告中です。

2. 参考見積書提出の資格

- (1) 水資源機構における令和3・4年度一般競争（指名競争）参加資格業者の認定を受けていることとします。
- (2) 営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。
- (3) 当機構から「工事請負契約に係る指名停止措置要領」（平成6年5月31日付け6経契第443号）に基づき、木曾川水系及び豊川水系関連区域において指名停止を受けていないこととします。

3. 参考見積書の提出等

- (1) 参考見積書は、別紙1「見積仕様書」に示す業務項目毎に必要な技術者の人数を記載して提出して下さい。

なお、参考見積書の様式は問いませんが、別紙2「歩掛参考見積記載例」に示す項目毎に各技術者の人数が分かるように記載して下さい。

- (2) 提出期間：令和3年11月19日（金）から令和3年11月24日（水）まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

- (3) 提出場所：独立行政法人水資源機構 三重用水管理所長 宛

【担当】総務班 荻野

〒510-1233 三重県三重郡菰野町菰野 7961-2

TEL059-393-2000 FAX059-393-1819

- (4) 提出方法：書面は持参、郵送又はFAX（社印があること）により提出するものとします。

4. 参考見積内容

(1) 業務項目、業務内容

別紙1「見積仕様書」に示すとおりとします。

(2) 業務費の構成と歩掛見積範囲

① 本歩掛参考見積を適用する業務費の構成は、当機構が別に制定する「積算基準及び積算資料（機械編）」（以下「基準書」という。）によるものとします。

② 歩掛参考見積の募集範囲は、基準書で定義されている直接人件費のうち、別紙1「見積仕様書」に示す業務項目、業務内容を実施するために必要な技術者の人数を募集します。

(3) 技術者の職種と定義

国土交通省が公表している「令和3年度設計業務委託等技術者単価」における「技術者の職種区分定義」によるものとします。

5. 募集要領に対する質問

この募集要領に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出して下さい。

- (1) 提出期間：令和3年11月10日（水）から令和3年11月17日（水）まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- (2) 提出場所：3.（3）に同じ。
- (3) 提出方法：3.（4）に同じ。

6. 質問に対する回答

質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

- (1) 閲覧期間：令和3年11月18日（木）から令和3年11月24日（水）まで
- (2) 閲覧方法：ホームページに掲載します。

7. 参考見積書作成及び提出に要する費用

参考見積提出者の負担とします。

8. ヒアリング

提出していただいた参考見積書についてヒアリングを実施することがあります。

中里ダム係船設備整備更新検討業務

見積仕様書

令和3年11月

独立行政法人水資源機構

三重用水管理所

第1章 総 則

第1節 適 用

1-1 適 用

1. この見積仕様書は、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が別に定める「機械設備設計業務共通仕様書（平成15年10月）」及び「設計業務等共通仕様書（平成27年4月）」に優先して、「中里ダム係船設備整備更新検討業務（以下「本業務」という。）」に適用する。
2. 図面及び現場説明書並びに現場説明に対する質問回答書は、共通仕様書に優先して適用する。

1-2 準拠基準等

受注者は、設計図書によるほか、次の基準類によらなければならない。

- ① 機械設備管理指針（平成28年3月：独立行政法人水資源機構）
- ② ダム堰施設技術基準（案）（平成28年3月：ダム堰施設技術協会）
- ③ その他、調査職員が指示するもの

第2節 業務内容

2-1 業務場所

- ・三重県いなべ市藤原町地内（中里ダム）
- ・三重県三重郡菰野町菰野 7961 番地の 2（三重用水管理所）

2-2 業務概要

中里ダムは昭和52年に建設され、中里ダム係船設備の運用・管理をしているが、使用船舶に対して昇降台車が設備として適合していないことや、開閉装置や制御設備が陳腐していること、船舶昇降方法に利用・運用面に諸問題があることなどの課題を有している。

本業務は、既設の係船設備及びそれに関する付帯設備の状況調査し、問題点や課題を整理した上で、現状の船舶昇降に適合した施設に改良もしくは更新するための検討及び工事実施のための資料作成を行うものとする。

2-3 業務範囲

本業務の業務範囲は、次によるものとする。

施設名	設備名	検討内容	検討対象設備・機器等名	数量
中里ダム	係船設備	係船設備及び付帯設備の改良もしくは更新検討	係船設備、開閉装置、操作制御設備、(電気配線・配管含む)付帯建築設備(艇庫シャッター)	1式

第3節 履行期間

履行期間は、雨天、休日等を含み、契約締結の翌日から180日間とする。

なお、休日等には、日曜日、祝日のほか、履行期間内の全土曜日を含んでいる。

第4節 照査技術者及び照査の実施

1. 本業務は、照査技術者による照査の実施を行う対象業務である。
2. 照査技術者の資格は、入札公告及び説明書の「配置予定技術者の資格・業務経験」に示す要件のいずれかを満たすものとする。ただし、照査技術者を変更できるのは、病休・死亡・退職等極めて特別な場合に限る。

なお、病気等特別な理由のためやむを得ず照査技術者を変更する場合は、調査職員の承諾を得て、本業務の入札公告及び説明書の「配置予定技術者の資格・業務経験」に示す要件のいずれかを満たすものを配置しなければならない。

3. 本業務における基本事項の照査は、「詳細設計照査要領(平成29年3月:国土交通省)」に基づき実施するものとし、照査した結果については照査報告書に含めて提出するものとする。

なお、照査要領に定めのない対象工種については、照査要領を参考に調査職員と協議のうえ実施するものとする。

4. 照査の各段階における打合せ又は報告については、業務打合せと同時に行うものとし、照査関係のみを目的とした打合せは行わない。

第5節 提出書類

1. 業務実績の登録については、業務実績情報サービス(TECRIS)、又は農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービス(AGRIS)に登録するものとする。(TECRIS及びAGRISの両方へ登録することも可)

なお、AGRIS に登録する場合は、機械設備設計業務共通仕様書第 1 章第 9 節第 3 項及び設計業務等共通仕様書第 1 章第 10 節第 3 項に変え、以下による。100 万円未満の業務の登録については、調査職員の承諾を得ること。

受注者は、契約時又は変更時において、請負代金額が 100 万円以上の業務等について、農業農村整備事業測量調査設計業務実績サービス（AGRIS）に基づき、請負・変更・完了・訂正時に業務実績情報として業務実績データを作成し、調査職員の確認を受けたうえ、請負時は契約後 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から 10 日以内に、完了時は業務完了後 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関（社団法人農業農村整備情報総合センター）に登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「業務実績登録の受領書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに調査職員に提出しなければならない。

2. 機械設備設計業務共通仕様書第 1 章第 9 節でいう発注者が指定した様式とは、「設計業務等共通仕様書（平成 27 年 4 月）」で定める「設計業務に関する様式」をいう。

第 6 節 打合せ等

本業務で行う打合せは、次の区切りにおいて行うものとし、回数は 3 回以上とする。

また、打合せは、原則として管理技術者が出席するものとする。

- ・業務着手時 1 回
- ・中間時 1 回
- ・成果品納入時 1 回

第 7 節 資料の貸与及び返却

1. 本業務の貸与資料は、次のとおりである。
 - ・当該施設完成図
 - ・その他、調査職員が必要と認めた資料
2. 受注者は、本業務を実施するに当たり、1. に定める以外の資料が必要となった場合は、調査職員と協議するものとする。
3. 引渡し場所及び引渡し時期
 - ① 引渡し場所 三重用水管理所
 - ② 引渡し時期 調査職員と協議による
4. 返却場所及び返却時期
 - ① 返却場所 三重用水管理所

- ② 返却時期 業務完了時又は貸与資料の必要がなくなった時

第8節 暴力団関係業者の排除に関する協力

受注者は、本業務の履行に際して、暴力団等からのあらゆる不当介入（不当要求又は業務妨害）に対し断固としてこれを拒否し、また、不当介入を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに警察に通報し、捜査上必要な協力を行わなければならない。

また、調査職員等とも連絡を密にとり工程等被害が生じた場合は協議するものとする。

第9節 土地への立入り等

土地への立入り等については、機械設備設計業務共通仕様書第1章総則第15節に定めるほか、次の事項に留意しなければならない。

1. 受注者は、土地の立入りに当たっては、あらかじめ調査職員の了解を得るものとする。
2. 受注者は、現地踏査等における立木等の伐採及び踏み荒らし等には十分に注意し、極力なくすよう努めなければならない。
3. 受注者は、調査職員の認めた以外でむやみに障害物を伐採損傷等した場合には、受注者の責任において処理するものとする。

第10節 成果品の提出

10-1 電子納品

電子納品する電子データのファイル形式は次表を標準とするが、次表のソフト以外を使用したい場合、業務途中における協議で交換する図面については、調査職員と協議するものとする。

項目	ファイル形式	備考
ワープロソフト	d o c x 形式	Word2016 にて閲覧及び編集に支障のないようデータを作成すること。
表計算ソフト	x l s x 形式	Excel2016 にて閲覧及び編集に支障のないようデータを作成すること。

製図ソフト	S X F (p21)形式及びDWG形式	AutoCAD LT2016にて閲覧及び編集に支障のないようデータを作成すること。 なお、納品時はSXF (p21)に変換したCADデータも納品すること。
写真	j p e g形式	1枚当たりのファイル容量は約 2MB 以下とする。

10-2 成果品の提出

1. 受注者は、成果品の提出にあたっては、電子データと「技術情報インデックスファイル」を電子媒体で提出するものとする。

なお、「技術情報インデックスファイル」の様式は、水資源機構ホームページに掲載しているので記入内容等について調査職員から指示を受けること。

2. 受注者は、次の成果品を提出するものとする。

電子媒体 (CD-R) 1式 (2部)

第11節 下請負

受注者は、業務の一部を下請負に付することを予定している場合は、予定している下請負業者名、下請負範囲及び概算金額を明示した下請負予定表を事前に調査職員に提出しなければならない。

なお、受注者は下請負予定表に大きな変更又は追加の必要が生じた場合は、その都度調査職員に提出しなければならない。

第12節 設計変更等

設計変更等については、契約書第18条から第26条及び設計業務等共通仕様書第1章第21節から第24節に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木設計業務等変更ガイドライン (平成27年11月)」（独立行政法人水資源機構）による。

第13節 履行報告

受注者は、設計業務等共通仕様書第1章第34節「履行報告」に基づき、業務履行報告書を作成し、調査職員に提出するものとする。

第14節 環境物品等の調達推進

受注者は、資材、建設機械、工法及び目的物の検討に当たっては、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に示す調達品目の調達可否について、強度、耐久性、機能の確保、コスト、供給状況等を勘案して検討するものとする。

第15節 ワンデーレスポンス

調査職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努めるものとする。ワンデーレスポンスとは、受注者からの問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することである。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることとする。

第16節 ウィークリースタンス

1. 調査職員及び受注者は、「ウィークリースタンス」の取組に努めるものとする。ウィークリースタンスとは、業務を円滑かつ効率的に進めるため、受発注者間における仕事の進め方として、一週間における受発注者間相互のルールや約束事、スタンスを目標として定め、計画的に業務を履行することで業務環境の改善を図ることであり、取組内容は次のとおりとする。

(1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

(2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（又は連休明け）を依頼の期限日としない。）

(3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（又は連休前）に依頼をしない。）

2. 初回打合せにおいて、受発注者間で取組内容を定めて、決定した内容は打合せ記録簿に整理のうえ、受発注者間で共有するものとする。

3. ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に影響を及ぼさない範囲で実施するものとし、災害対応等の業務上緊急の事態が発生した場合には、受発注者間で対応について協議するものとする。

第17節 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、調査職員へ電子データを提出する際には、ウィ

ルス対策を実施した上で提出等を行わなければならない。

また、調査職員へ提出する電子データの作成、メールの送信を行うパソコンのウイルスチェックソフトについては、常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第18節 参考資料等の取扱い

設計図書配布時に提示する参考資料及び参考図は、入札参加者の適正、迅速な見積り、受注者の設計変更業務等の容易化に供するための資料として示すものであり、契約書第1条にいう「設計図書」ではない。

第19節 疑義等

受注者は、設計図書に明記されていない事項又は設計図書に疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議するものとする。

第2章 業務内容等

第1節 業務目的

本業務は中里ダム係船設備及びそれに関連する付帯設備について、既設設備の状況調査し、問題点や課題を整理した上で、現状の船舶昇降に適合した施設に改良もしくは更新するための検討及び工事実施のための資料作成を行うものとする。

第2節 設計条件等

2-1 既設主要仕様

本業務対象設備の主要仕様は、次のとおりである。

形式	インクライン式
完成年月	昭和52年3月
インクライン長	111m
傾斜角度	13度
積載荷重	500kgf
昇降装置仕様	1M1Dワイヤロープウインチ式
昇降装置電動機	2.2kW 6P 220V
昇降装置ドラム径	Φ800mm
ワイヤロープ径	Φ14mm
昇降速度	7.0m/min
昇降台車寸法	3.8m×2.5m×2.76m (H)
付属設備	電動ホイストクレーン2t吊 揚程6m、定格30min、WR6×37 A種 Φ12mm

2-2 業務条件

1. 受注者は、既設設備の設計条件を十分把握したうえ、現行の技術基準に基づき設計条件等の必要項目を設定するものとする。
2. 不明な点については現地調査、簡易計測等により各設備の構造や寸法を確認する。
3. 対象施設は係船設備及びそれに関連する付帯設備とし、インクラインの位置や基本形状等については変更しない。
4. 現状の船舶、艇庫については既設流用することを前提とする。

第3節 設計計画

1. 業務目的、主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、共通仕様書第1章第12節に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。
2. 業務目的・主旨・内容を把握、確認し業務方針を立案するものとする。
3. 設計・検討に先立ち、参考となる類似工事等の資料、新技術等の資料について収集するものとする。
4. 整備設計にあたっては、現行の技術基準に準拠するものとするが、既設流用機器等との関連で、これにより難しい場合は、調査職員と協議するものとする。

第4節 現地調査

1. 工事完成図書などの既存資料の収集・整理した結果を基に、設備構成や構造寸法を確認する。
2. 現地調査を実施し、係留設備の更新検討に必要な情報を整理する。
3. 点検報告書、及び不具合状況を把握する。

第5節 整備・更新の検討

1. 係船設備について、船舶と昇降台車の形状が適合していない、開閉装置が陳腐化している、艇庫からの船舶の搬出入など運用面に課題がある等の多くの課題を抱えているため、利用面や安全面の向上、設備の耐久性や長寿命化等を踏まえた施設の改良もしくは更新を行う。
2. 中里ダム係船設備について、既設設備の健全性、構造上の問題点や課題、管理者の要望等を把握し、改良もしくは更新の対象となる機器を抽出し、整備・更新メニューを検討する。
3. 今後の維持管理、施工性、安全性、経済性等を考慮し、設備の更新内容や整備内容、機器仕様等について比較検討し、最適案を決定するものとする。
4. 上記により決定した内容に基づき、整備・更新機器等の主要仕様を決定するものとする。
5. 整備・更新内容の決定にあたっては、調査職員の承諾を得ることとする。

第6節 設計計算

1. 設計計算にあたっては、現行の技術基準を基本に行うものとし、現行の技術基準によることができない場合については、調査職員と協議のうえ、決定するものとする。
2. 更新機器等の寸法、使用材料等については、比較検討を行い決定するものとする。

第7節 設計図

設計計算の結果に基づき、全体計画図、各機器の組立図、仮設図（クレーン配置、仮設足場等）を作成するものとする。

第8節 数量計算

設計計算及び設計図に基づき使用材料、塗装面積、機器・部品類、仮設材及び使用機械等の数量（据付及び撤去（撤去についてはスクラップ種類毎に区分））を算出するものとする。

なお、数量の算出根拠が確認できるよう根拠資料を添付するものとする。

第9節 概算工事費

共通仕様書第2章第11節に基づき概算工事費を算出するものとする。

第10節 照査

共通仕様書第1章第8節に基づき、次に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

1. 基本事項の決定に際し発注者の提示した条件が反映されているかの確認を行う。
2. 設計方針、設計手法及び施工計画が適切であるかの照査を行う。
3. 設計計算、設計図、数量計算の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

第11節 報告書作成

共通仕様書第1章第17節及び第2章第11節に準じて報告書の作成を行うものとする。

第12節 業務範囲

業務範囲は、次のとおりとする。

項目	業務内容
設計計画	(1) 業務方針の立案 (2) 業務計画書の作成 (3) 資料収集、整理
現地調査	(1) 設備構成、構造調査 (2) 現地調査
整備・更新の検討	(1) 更新内容の検討 (2) 更新機器等の主要仕様 (3) 付帯設備の検討
設計計算	(1) 設計計算書 (2) 各部の材質、部材寸法の検討決定 (3) 使用機器、諸元の検討決定 (4) 施工計画、仮設計画 (5) 特記仕様書(案)の作成
設計図	(1) 全体配置図（一般図） (2) 昇降台車組立図 (3) 昇降装置組立図 (4) 付帯設備組立図 (5) 仮設図
数量計算	(1) 材料数量表（内訳書、集計表） (2) 塗装面積表（内訳書、集計表） (3) 機器数量表（規格、容量、重量） (4) 撤去品数量表（内訳書、集計表） (5) 仮設材数量表（仮設材、使用機械等）
概算工事費	概算工事費の算定
照査	設計計算、設計図、数量計算等
報告書作成	本業務内容のまとめ

第13節 業務上の留意事項

1. 本業務は、工事発注に必要な設計図書等の資料の作成を目的とした業務であることを十分理解し、発注者と緊密な連絡をとり、手戻りのないよう業務の履行にあたらなければならない。
2. 設計にあたっては、社会的条件・維持管理・施工性・安全性・経済性等について十分考慮しなければならない。
3. 設計に適用した基準及び貸与資料等の「出典先」を報告書に記載するとともに、引用ページの記載及びコピーを添付するものとする。
4. 構造計算に当たっては、「(1)適用基準、(2)設計条件、(3)計算式及び計算結果」等順を追って確認できるようとりまとめるものとする。

中里ダム係船設備整備更新検討業務

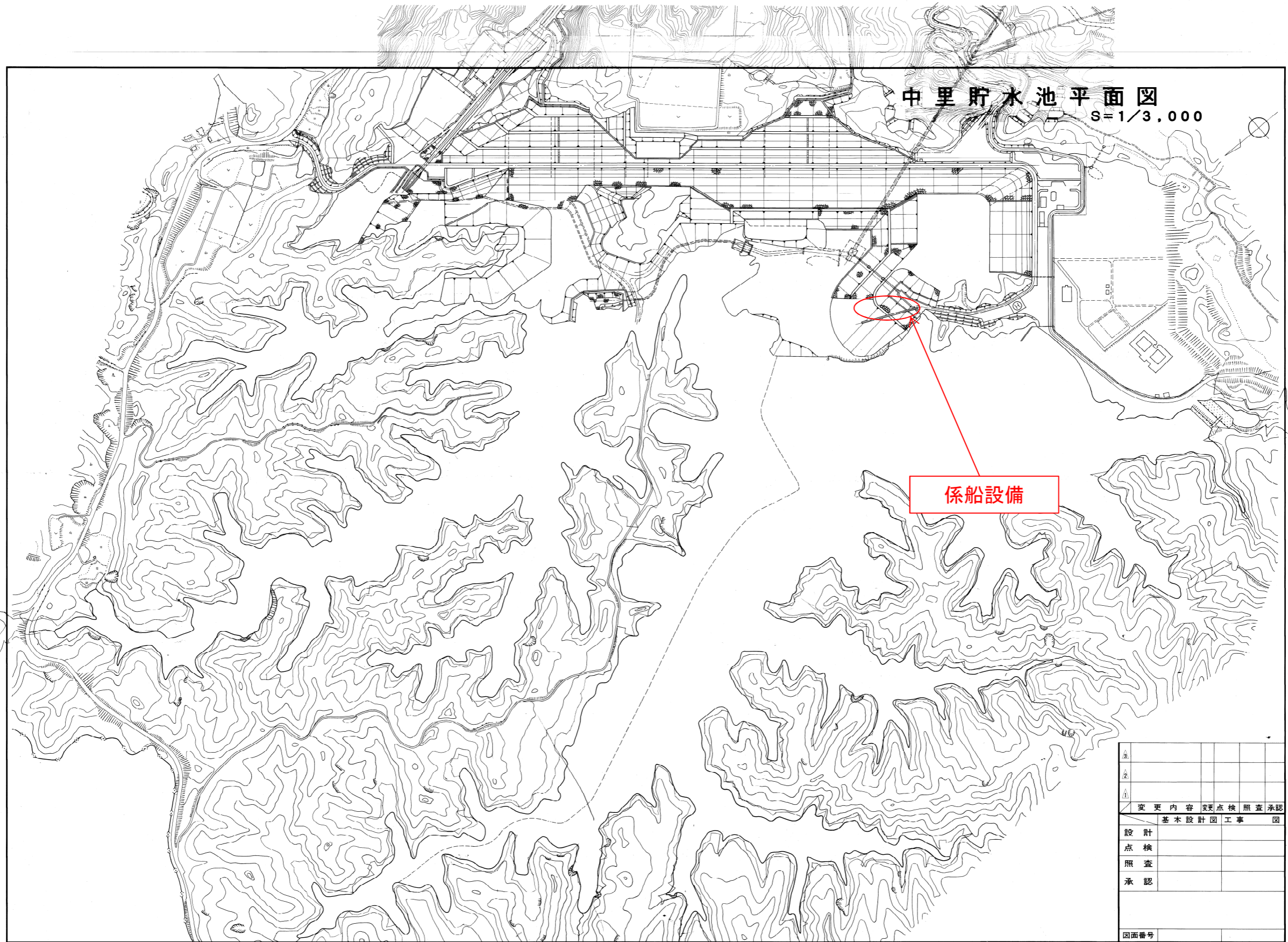
参 考 図 面 等

1	中里ダム 位置図
2	中里貯水池平面図
3	インクライン装置 全体配置図
4	インクライン装置 斜路部上部桁構造図
5	インクライン装置 斜路部レール配置図
6	インクライン装置 巻上機全体組立平面図
7	インクライン装置 巻上機全体組立正面側面図
8	インクライン装置 台車組立図



参考図

件名	中里ダム係船設備整備更新検計業務
名称	中里ダム 位置図
	独立行政法人水資源機構 三重水管理所



中里貯水池平面図
S=1/3,000

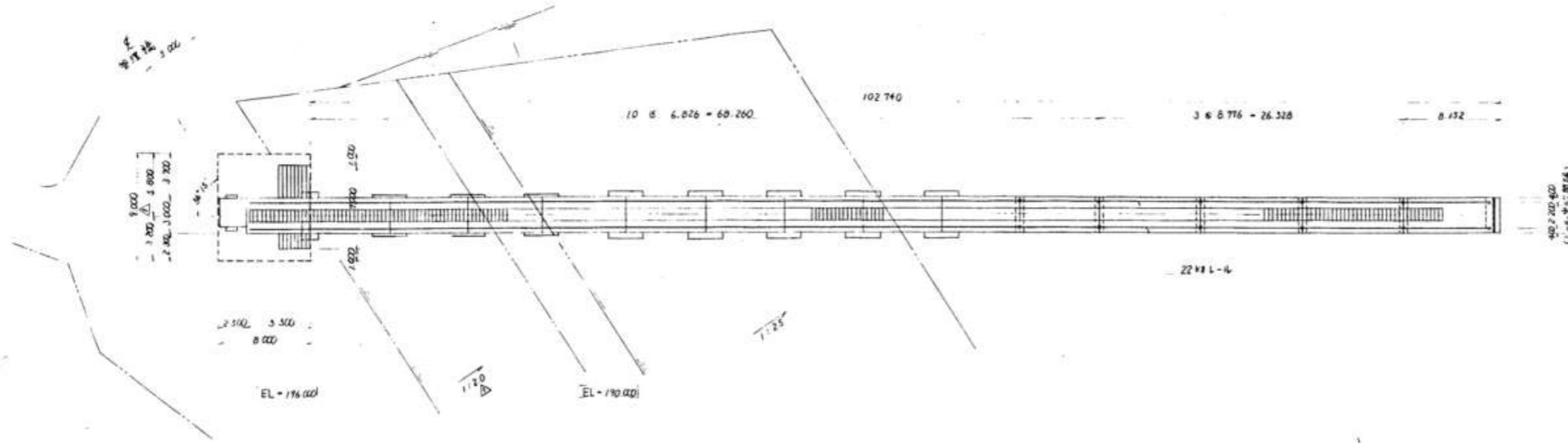
係船設備

図名					
図面番号					
変更内容		変更点	検査	照査	承認
設計					
点検					
照査					
承認					
図面番号	水資源開発公社三重用水管理所				

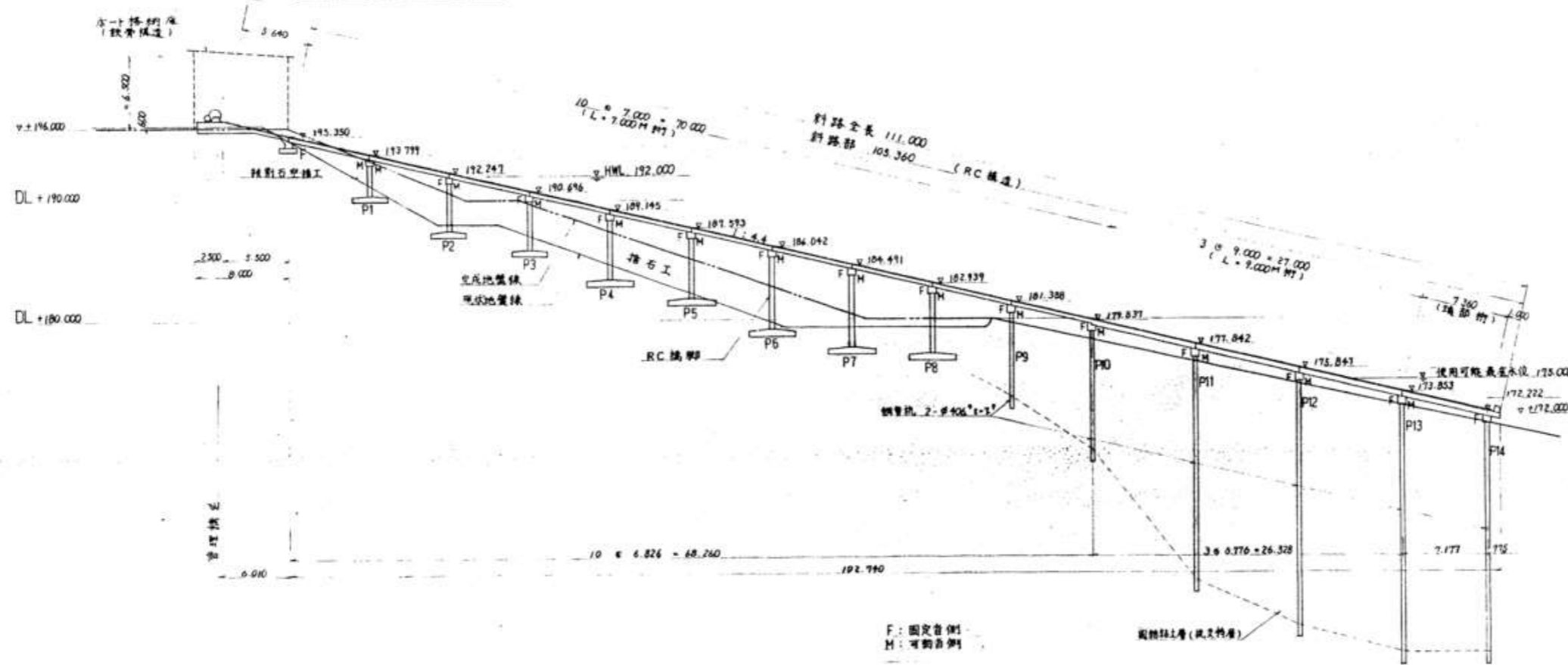
参考図

件名	中里ダム係船設備整備更新検討業務
名称	中里貯水池平面図
	独立行政法人水資源機構 三重用水管理所

全体平面図 S=1/200



縦断図 S=1/200



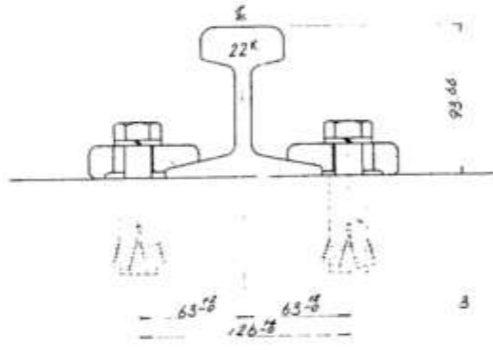
設計	点検	照査	承認
三重用水中里ダム建設工事 インクライン装置 全体配置図 図面番号 294 II-41900-付D 水資源開発公団三重用水建設所			

参考図

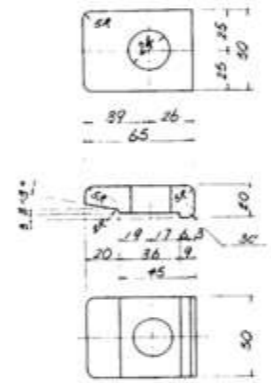
件名	中里ダム係船設備整備更新検討業務
名称	インクライン装置 全体配置図
独立行政法人水資源機構 三重水管理所	

注意事項
 1) コンクリートアンカーの位置については施
 工時に決定するものとす。

レール締結部詳細図 S-54



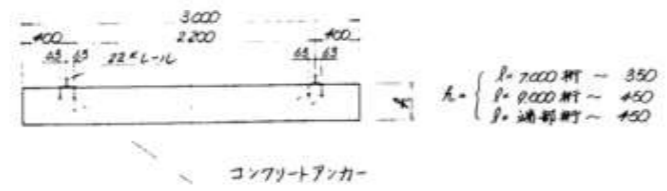
レールワッパ S-55



上げねワッパ S-56



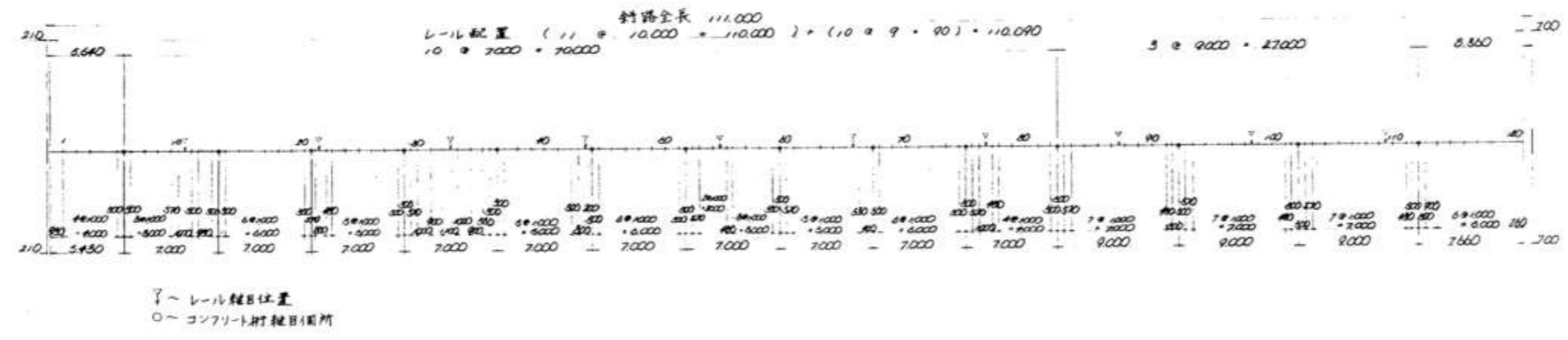
コンクリートアンカー打設図 S-57



数量表 (110m x 2m)

NO.	部品名	材質	数量	備考
1	レールワッパ	FCMB-52	480個	22-01
2	上げねワッパ	INRH-4	480個	JIS B 2251-1414
3	コンクリートアンカー		480個	

締結間隔標示図 S-58



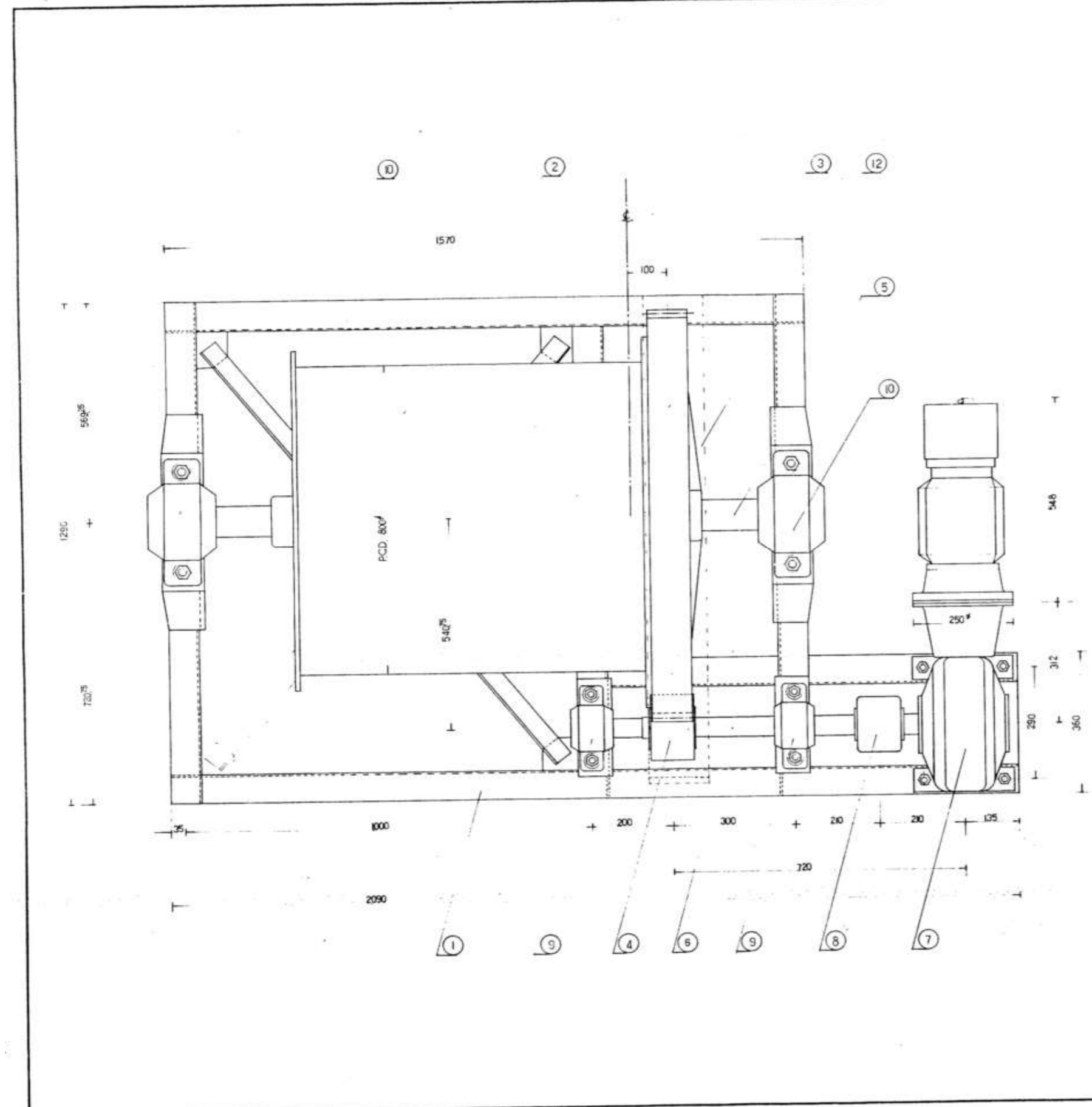
変更内容	変更点	検	照	査	承認
基本設計図	工事	図			
設計					
点検					
照査					
承認					
三重用水中里ダム建設工事					
インクライン装置 斜路部					
レール配置図					
図面番号	306	図			

参考図

1-0116

水資源開発公社三重用水

件名 中里ダム係船設備整備更新検討業務
 名称 インクライン装置 斜路部レール配置図
 独立行政法人水資源機構 三重水管理所



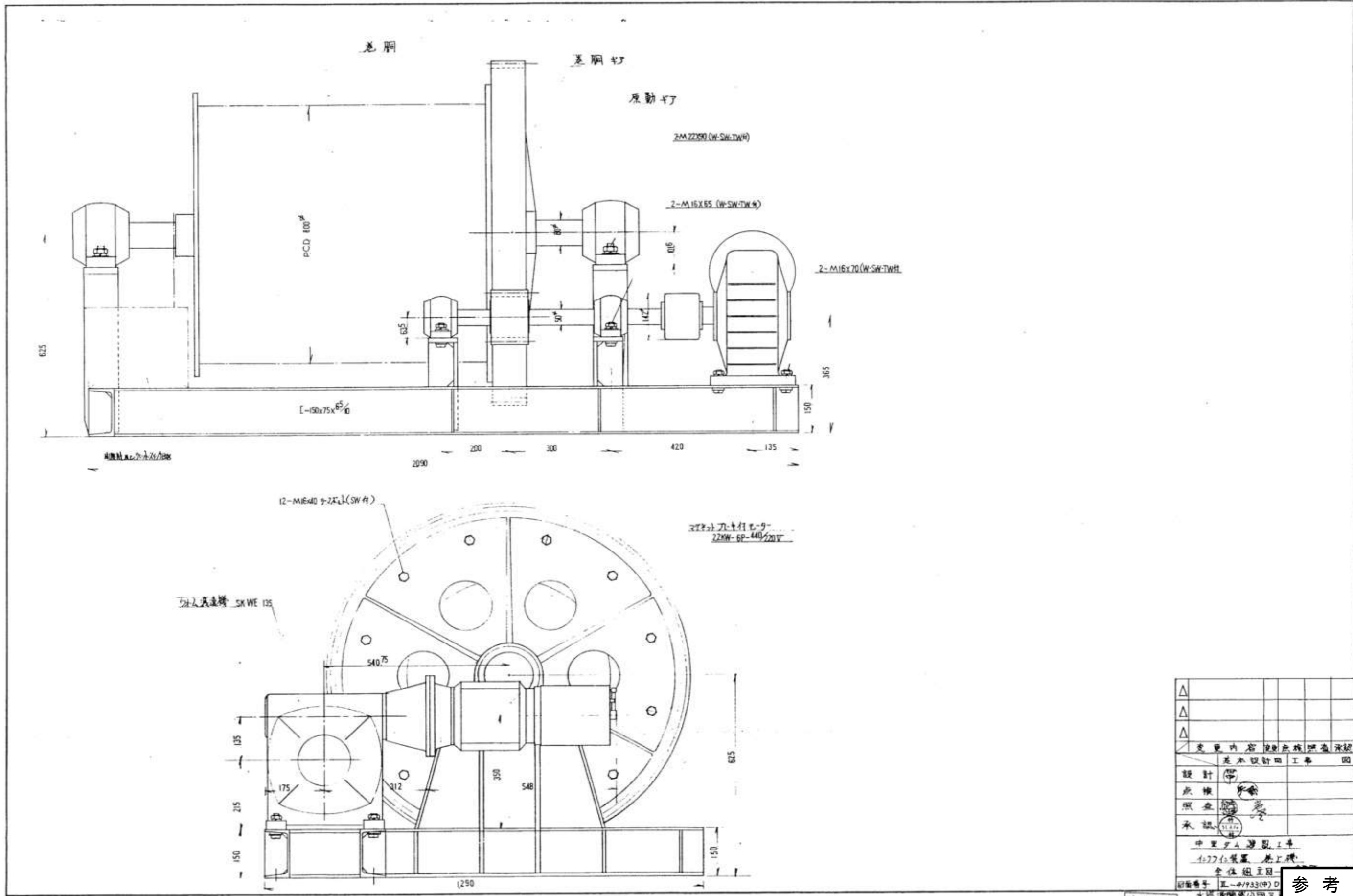
品番	品名	材質	数量	備考
1	FL-4	SS41	1	
2	ばら	SS41	1	
3	トラム・ギア	SC45	1	モジュール 10 歯数 105
4	ピッチ・ギア	S55C	1	モジュール 10 歯数 15
5	トラム軸	S40C	1	
6	反動軸	S40C	1	
7	減速機	市販品	1	減速機 (マフラー) フルードロー 220V 6P SKWE-135-60
8	ロー・ベリオン	+	1	CR-6018 J
9	軸受 角接触ボールベアリング	+	2	CM-UKP 211
10	軸受 角接触ボールベアリング	市販品	2	CM-UKP 218
11	潤滑計		1	
12	ギアカー	SS41	1	1E-15 (注油孔)

3					
2					
1					
	変更内容	承認	点検	照査	承認
	基本設計	図	工	事	図
設計					
点検					
照査					
承認					
中里ダム建設工事 インクライン装置 巻上機					
全体組立図-1					
図面番号 11-4732(中)D					
水資源開発公社三重用					

参考図

1-0119

件名 中里ダム係船設備整備更新検討業務
 名称 インクライン装置 巻上機全体組立平面図
 独立行政法人水資源機構 三重水管理所



△				
△				
△				
	変更内容	設計	点検	承認
	差胴設計加工	図		
	設計	点検	承認	
	照査			
	承認			
	中里ダム建設工事			
	インクライン装置 巻上機			
	全休組立図			
	図番番号 正-47933(中)D			
	水島建設株式会社			

参考図

件名 中里ダム係船設備整備更新検討業務
 名称 インクライン装置 巻上機全体組立正面側面図
 独立行政法人水資源機構 三重水管理所

中里ダム係船設備整備更新検討業務

参 考 写 真 等

令和3年11月

独立行政法人水資源機構

三重用水管理所



インクライン装置 全景



インクライン装置 全景



インクライン装置
巻上機 全景



インクライン装置
機側操作盤 全景



インクライン装置
斜路部レール 全景

船舶検査証書

第2- 23号

船種及び船名 汽船 ナカザト	船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号 第243-16977号	船籍港又は定係港 三重県いなべ市
総トン数又は船舶の長さ 5トン未満 (3.68メートル)	用途 ダム監視船	船舶所有者 独立行政法人水資源機構

航行区域又は従業制限 (国際航海に従事する船舶にあつてはその旨)	平水区域 ただし、湖川に限る。	
-------------------------------------	--------------------	--

最大とう載人員	旅客	0人
	船員	1人
	その他の乗船者	3人
	計	4人

制限汽圧	_____
------	-------

その他の航行上の条件	日没から日出までの間の航行を禁止する。
------------	---------------------

有効期間	平成35年 1月21日 まで
------	----------------

船舶安全法第9条第1項の規定により交付する。

平成29年 1月17日 (鳥羽)

日本小型船舶検査機構



係船設備使用船舶

更新

船舶検査済票の番号 第243-16977号

船舶検査手帳

令和 2年 3月10日 交付

日本小型船舶検査機構



件名		登録済み				
船	船 質	FRP	検査済票の番号	第243-16977号		
	主 要 目	長さ(LR)	3.68 m	船の長さ(L)	m	
		幅 (BR)	1.47 m	船の幅(B)	m	
		深さ(DR)	0.61 m	船の深さ(D)	m	
	全 長	7m未満	総トン数	✓		
体	製造者名	ヤマハ発動機 (株)				
	製造者型式	FISH-1.3	製造番号	0201381		
	予備検査番号	93-862552	船体識別番号	JF-MLIT0197999B		
機	機関の種類	船外機	製造者名	ヤマハ発動機 (株)		
	製造者型式	682K	製造番号	569848		
	予備検査番号		主 機			
	連続最大出力	7.28 kW	9.9 PS	連続最大回転数	5000 rpm	
	機関の種類		製造者名			
	製造者型式		製造番号			
	予備検査番号		主 機			
	連続最大出力		kW	PS	連続最大回転数	rpm
関	機関の種類		製造者名			
	製造者型式		製造番号			
	予備検査番号		ス ペ ア			
	連続最大出力		kW	PS	連続最大回転数	rpm
軸	プロペラ軸	材料				
		径	mm			
系	中間軸	材料				
		径	mm			
法第4条の無線電信等		不要				

別紙 2

歩掛参考見積作成例

【中里ダム係船設備整備更新検討業務】

次表のとおり、各項目毎に各技術者の工数を記載して下さい。

設計に係る概算日数についても記載をお願いします。

(単位：人)

項目	主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
【設計業務】							
設計計画							
整備・更新の検討							
設計計算							
設計図							
数量計算							
概算工事費							
照査							
報告書作成							

設計に係る概算日数	日
-----------	---